

すくも市議会だより

第34号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第四回定例会は、平成十七年十二月七日に開会し、十三日間の会期で十二月十九日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第一号）

今回の補正予算は、総額で一億三、九九八万二千円が増額補正され、累計で一〇五億一、一〇四万二千円となりました。

（歳出の主なもの）

- 重度心身障害児・者医療費扶助……………一、二〇〇万円
- 私立保育所入所児童運営委託料……………六九五万円
- 老人保健特別会計繰出金……………五八五万円
- 現年度土木施設災害復旧費……………一四、四五五万円
- 宿毛市農業委員会選挙費……………△七九一万円
- 塵芥処理費……………△六六二万円

市長から提出された議案は、「平成十七年度一般会計補正予算」など予算議案八件、「宿毛市下水道条例の一部を改正する条例」など条例議案四件、「指定管理者の指定」議案四件、その他の議案八件の合計二十四議案で、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

また、第三回定例会で決算特別委員会に付託し、継続審査となっていた各決算については、指摘、改善すべき事項について意見を付したうえで、いずれも認定されました。

市政に対する一般質問は、十二日及び十三日の二日間に七人の議員が、また、十四日には議案に対する質疑が行われました。

皆さんから提出された請願・陳情は「食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出について」など七件が審議され、一件が採択、一件が取下げ、四件が継続審査となりました。

提出された議案等

（定例会）

議案番号	件名	議決結果
第1号	平成十七年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第2号	平成十七年度各特別会計（国民健康保険事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、老人保健、下水道事業、介護保険事業、水道事業）補正予算について	原案可決
第8号	宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
第9号	幅多広城市町村圏事務組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
第10号	幅多広城市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第11号	高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第12号	高知西部環境施設組合から大方町及び佐賀町が脱退することに伴う財産処分について	原案可決
第13号	高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について	原案可決
第14号	指定管理者の指定について	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	原案可決
第16号	指定管理者の指定について	原案可決
第17号	指定管理者の指定について	原案可決
第18号	指定管理者の指定について	原案可決
第19号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決
第20号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決
第21号	市道路線の認定について	原案可決
第22号	市道路線の認定について	原案可決
第23号	市道路線の変更について	原案可決
第24号	市道路線の変更について	原案可決
意見書案第1号	食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出について	原案可決

条例

その他

◎宿毛市下水道条例の一部を改正する条例について

下水道法の一部を改正する法律が、平成十七年十一月一日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

◎指定管理者の指定について

本市の公の施設のうち、宿毛市中央ダイケアセンター、蛭湖ゴルフパーク、宿毛市国民宿舎椰子及びすくもサニーサイドパークの四施設の管理運営を指定管理者に行わせようとするものです。

十二月定例会日程

12月7日(水)	本会議	開会、決算議案(委員長報告、質疑、討論、表決)、議案上程、提案理由の説明
8日(木)	休会	議案等精査
9日(金)	休会	議案等精査
10日(土)	休会	一般質問
11日(日)	休会	一般質問
12日(月)	本会議	一 一般質問 二 一般質問
13日(火)	本会議	一 一般質問 二 一般質問
14日(水)	本会議	議案質疑
15日(木)	休会	委員会審査
16日(金)	休会	委員会審査
17日(土)	休会	委員会審査
18日(日)	休会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会
19日(月)	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

第五回臨時会の概要

第五回臨時会が十月三十日開催され、議員から提案された「意見書案」一件は、審議の結果、否決となりました。

第六回臨時会の概要

第六回臨時会が十一月二十八日開催され、市長から提出された議案は、「一般会計補正予算」一件、「条例議案」一件の合計二議案で、審議の結果、いずれも原案どおり、可決されました。



▼ 請願・陳情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

議案番号	件名	議決結果
意見書案 第2号	WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書の提出について	原案可決
第3号	「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書の提出について	原案可決
第4号	議会制度改革の早期実現を求める意見書の提出について	原案可決

番号	件名	議決結果
請願 第3号	(今議会提出分) 食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書の提出について	採択
第4号	WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書の提出について	採択
陳情 第39号	患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出について	継続審査
第40号	幡多地域に県立大学サテライト設置を求める意見書の提出について	継続審査
第34号	(前議会提出分) 排水ポンプ機の取替えについて	継続審査
第36号	宿毛市立野球場夜間照明施設設置について	継続審査
第37号	義務教育費国庫負担制度を堅持し教育の機会均等を求める意見書の提出について	取り下げ

一 般 質 問

【質問順位による】

十二月定例会の一般質問は、十二日、十三日の二日間に七人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

中平富宏 議員

宿毛湾港を利用した 振興策について

問 防波堤に設置される藻場や、宿毛湾をベースに活動する探査船「ちきゅう」を利用した振興策を直ちに策定し、市外、県外にアピールしていくべきではないか。

答 港の使用の邪魔にならないければ、釣りいかだ設置も可能だと考える。漁業の振興策として漁業者が希望するのであれば、行政として協力していく。「ちきゅう」を観光面に生かしていくことは非常に大切なことだと思っている。皆さんが宿毛まで見に来てくれると期待しているし、世界中の学者、日本の学生が見学や会議に来ると聞いている。愛媛の方も含めて、「ちきゅう」が宿毛湾に在ることをPRし

ていきたい。



防災（耐震値） について

問 咸陽小学校の耐震値は、一階が〇・一二だと聞いたが、

南海地震が起きたときにどのような状況になると考えているのか。また、他校の耐震診断の結果と改修予定を聞く。

答 津波が来れば、当然すべて校舎は崩壊と、こういう状況になろうかと予想している。耐震診断は十一校の校舎について行い、一部校舎部分を除き、耐震、安全性に疑問ありとの結果が出ている。今後は診断結果を踏まえて、第二次診断の実施並びに改修工事の計画書作成について、検討していきたい。順序については、数値の低い方から順に、計画的にやっていきたい。



防災（海上） について

問 海上にいる人たちに、地震発生時の行動についての周知の徹底を図るべきであり、行動マニュアルの策定、講演や広報をすべきではないか。

答 地震に対する対策、認識を持つ事が重要であり、漁協の取り組みとして、是非、認識を持てる研修会をしてもらいたい。それに対しては行政も一緒になってやっていきたい。

地球深部探査船「ちきゅう」について

問 地球深部探査船「ちきゅう」の宿毛湾港への入港は、児童生徒の科学への興味と関心を高めるだけでなく、市の内外から多くの人が見学に來られると期待される。学校への出前講座を要請することを含め、観光面や産業面でも地域経済の活性化に役立てるべきではないか。

答 全長二百十メートル、総トン数五万七千トン級の世界最大の掘削船「ちきゅう」を所有する海洋研究開発機構に対して、基地港の要請をしてきた結果、宿毛は住民の理解もあり、協力的な宿毛市と友好関係を深めながら、今後八年間ぐらいは入港したいとの話があった。一月の一般公開に先立ち、要請があれば学校へ出向いての出前講座も内諾を得ている。「ちきゅう」の活動に協力しながら、観光面、産業面で地域活性化につなげたい。

子どもたちの安全対策は

問 奈良、栃木での小学一年生の女児殺害事件は、大きい衝撃を与えたが、いかに子どもたちを守るか。対応策について聞く。

答 不審者情報が入れば、直ちに各学校へ情報提供している。子どもたちの集団登下校、防犯訓練、通学路の安全点検、マップ作成、防犯ブザーの携帯などを実施している。提案のあった「学校安全パトロール」のマグネットシートの作成は前向きに検討している。



災害時での障害者対策について

問 大地震が発生した直後の避難所に、障害者用のトイレや建物入口のスロープが必要ではないか。

答 ご指摘の学校体育館は大規模災害の時には避難所になるが、現在障害者のトイレはなく、バリアフリー化もされていない。校舎の安全、トイレや水と食料の供給など大切なことである。まず校舎や体育館が潰れては何にもならないので、学校耐震化の補強の中で考えていきたい。



浅木 敏 議員

アスベスト対策について

問 アスベスト繊維を吸い込めば二十〜四十年後には肺ガンや中皮腫になることは、数十年も前からわかっていたの

に政府は輸入と使用を継続した。アスベスト資材使用にかかわる労働者をはじめ、過去にアスベスト工場の従業員やその家族であった方、また工場周辺で生活していた方があれば罹病の危険性がある。宿毛市民へのアスベスト対策を聞く。

答 宿毛市では環境課を総括窓口を決め、県のアスベスト対策本部と連携し取り組んでいる。健康被害については、市としてはアスベストの危険性を市民に知らせる広報活動を強化する。全市民の調査はできないので該当される方、ご心配の方はご自分の方から手を挙げていただきたい。また消防団員が防災活動の現場でアスベスト被害に遭わないため、議員ご指摘のとおり一定数の防塵マスクを配備する。

有害鳥獣対策について

問 農林業経営者は今、有害鳥獣による被害に悲鳴をあげている。狩猟期間終了後十五日間待たなくても、すぐに有害鳥獣駆除ができる扱いや被害が出ないうちに予察駆除の制度もあると聞く。また防護

対策では、電気柵器が効果を上げ好評と聞いている。宿毛市としての今後の対策を聞く。

答 宿毛市においては有害鳥獣による被害が、十五年度から十七年度の間に、約四千七百万円になっている。市は捕獲報奨金を出したり、防護対策への助成もし、被害軽減に取り組んでいる。電気柵器設置に対し、市は一基一万八千円の補助をしている。十五年度から十七年度の間に二十四基設置されている。制度の周知については、今後も工夫し取り組む。予察捕獲の許可にはいろいろ制約がある。市としても、きちんとした形で被害が出ない対策を考える。

沖本年男 議員

三位一体の改革と宿毛市の財政について

問 三位一体の改革で地方財政は窮地に陥ろうとしているが、この改革の評価と宿毛市への影響及びその対応を聞く。

答 市町村にとっては一体的改革ではない。特に人口が基準の税源移譲は地方の歳入減となり、カウンターの仕方を見直すべきだ。

今後、多額の退職金等により基金の取り崩しも必要だ。来年度予算は児童手当等の国庫負担が下げられ、市は今年度比で六千七百万円の負担増となる。一方、国勢調査で、前回比で千五百七十二人減ったが、これで地方交付税が八千八百万円も減額になる等極めて厳しい影響が予想される。これらに対応するため行政

改革大綱・集中改革プランによりすべての事業を見直し、起債による公共事業も見直す。委託料、補助金は原則五パーセントカットが基本だ。より重要度等を取り入れた効果的な予算編成に努める。

県管理施設の運用について

問 坂本ダムの下流域が渇水の場合の放流システムを聞く。運用が不十分であるなら放流基準値の再検討などの見直し

を求めるべきだ。
また、可動堰の完成後、用水量が少なく、多方面に影響が出たと聞くが対策は。

答 坂本ダムの放流については河戸堰を基準点にし、ここで基準値に達したときに実施することとなっている。昨年夏の渇水時には、この放流基準に達していなかったと説明があった。今後は、実態を反映させやすい水位計の設置はできないか、また放流基準値の変更だけでなく、地元の意見を聞き上げ、ダム下流の実態を出し合い、ダム事務所と協議をしていく。

可動堰については関係者と協議して堰高を決めたが、水位が上がらず、農業用水に支障が出る結果となっている。和田側の理解が得られれば、二門の固定堰の天場に木材を設置し、試験的に取水量を確保する計画だと返事をもらっている。

寺田公一 議員

乳幼児医療費助成制度の改正について

問 少子高齢化に歯止めをかけるには、雇用の創設と子育て支援は不可欠である。去る十月一日に改正された制度は、サービスの後退であり、早急に見直すべきではないか。

答 今回の一部改正は、県の決定に全面的に従った形になったが、少子化対策、子育て支援の観点からも、有効かつ重要な施策であると認識しており、工夫が必要であった。財政と市民サービスのはざまの中、十八年度予算に際しては、他の市町村等とも比較しながら、前向きに検討していく。



教育ビジョンについて

問 現在、市内には小中学校十七校に二千二百人余りの児童生徒がいるが、少子化による生徒数の減少を考えると、現在の学校数の維持が難しい

のは理解できる。十年後、二十年後の市内の学校の配置を考えた大きなビジョンを持った小中学校の統廃合に望むべきではないか。

答 平成二十一年までの取り組みは、集中改革プランに示されている統合計画を、保護者や地域の理解を得ながら進めたい。その後の将来計画については現段階では考えてないが、関係者の意見を聞きながら、教育委員会で議論していく。

地上デジタル放送への対応について

問 本県でも平成十八年十月から、地上デジタル放送が開始されるが、宿毛市の今後の予定を聞く。

答 市内のスカンテレビにおいては、高知市での放送開始に合わせて、デジタル放送を配信する予定と聞く。平成十九年には、宿毛と平田に中継局が開設される予定と聞くが、いずれの地域についても詳細は未定であり、今後とも情報の早期入手と、正確な情報の伝達に努める。



宿毛市名誉市民の推薦について

問 平成七年三月二十四日に宿毛市名誉市民条例が施行されているが、十年経過した今も誰一人、称号が贈られていない。条例のハードルが高いのであれば、改正も含め、本市の教育文化、地域経済等の活性化に尽力されている方々を推薦すべきではないか。

答 名誉市民にふさわしい方々もおられると思うが、該当者が一人もない状況を考えるのと検証する必要がある。推薦方法については、市民が提案し、議会の承認を得なければならぬが、市民が納得できるものでなければいけない。各種団体や市民から提案があれば、条例や施行規則の整備も含め、前向きに検討させていただきたい。

「広報すくも」に慶弔記事の掲載を

問 宿毛市は広報に慶弔欄が、

記載されていないが、個人情報保護と情報公開の関連との兼ね合いもあるが、日ごろ交流が途絶えがちな友人や知人へのお祝いやお悔やみに活用するため、広報に掲載したらどうか。

答 「広報すくも」に慶弔欄を載せることについては、時期が一ヶ月遅れること、また個人情報情報を利用したダイレクトメールなどに利用される場合等、個人情報保護の関連もあり、検討してみたい。

宮本有二 議員



アウトソーシングについて

問 民間への業務委託は企業ばかりでなくNPO法人も視野に入れるべきだ。非営利団体を指定することによって、多くの市民への雇用の確保や

利益の還元ができると思う。市としてNPO法人を育てていく姿勢が必要と思うが。

答 持続可能な地域社会をつくるため、本市ではこれまで児童館業務をNPOへ、歴史館の受付業務、休日、夜間の公共施設の管理等を民間に委託している。平成十八年度より宿舎「椰子」を初め四施設の管理運営を民間の指定管理者に行わせることにしている。さらに現在行政が直接実施している業務のうち学校給食センターの調理部門、図書館の窓口業務やゴミの収集業務など積極的に民間委託を検討していく。NPO法人を含めて、公の施設の管理にふさわしい団体を指定することが肝要であると思う。直接指定することも可能であるので、特定非営利団体の組織化を手伝うとか、育てていくことは大切である。

篠山小中学校の改築計画について

問 谷口組合長に本計画の見直しを求める意見書を提出するため臨時議会を開いたが九対八で否決された。市長は議会意思を尊重し改築計画を続

行されると思うが、九月議会で答弁された更なる減額への努力の成果と、実施設計の入札結果について聞く。

答 九月議会では事業費を約三億円圧縮し六億二千六百万円に減額し、更なる節減を約束した。三位一体改革の中、財政は非常に厳しく尚一層の

節減を図るよう、両教育委員会、設計業者の間で協議を重ねている。中学校は統合という形での規模縮小ということではなく、経費を最大限に抑えるという意味での最小限のものにしてはどうかと折衝している。十二月二日に実施設計の入札が行われ(株)大建設工務が税抜き六百九十万円で落札した。

(第五回臨時会提出議案)

意見書案	件名	議決結果
第1号	篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を求める意見書の提出について	否決

(第六回臨時会提出議案)

議案番号	件名	議決結果
第1号	平成十七年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第2号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決

意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成十八年度までの第一期改革において、三兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の三・二兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る七月二十日に残り六千億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（二）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

小泉内閣総理大臣は、「地方の意見を尊重する」との力強いリーダーシップの下、今回、

税については、「基本方針二〇〇五」の閣議決定を踏まえ、

地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

二、三兆円の確実な税源移譲

三兆円の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への十パーセント比例税率化により実現すること。

三、真の地方分権改革のための「第二期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成十八年度までの第一期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成十九年度以降も「第二期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

記

一、地方交付税の所要総額の確保

平成十八年度の地方交付

四、施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担

金の一部について税源移譲割合が五十パーセントとされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第二期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

五、法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

六、地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成十八年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

七、「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

※以下、紙面の都合により、本文は割愛します。

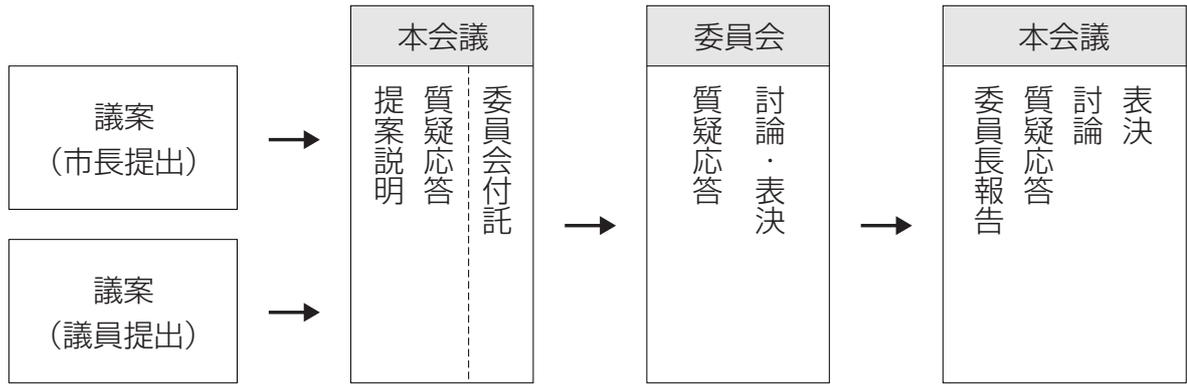
◎食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書

◎WTO農業交渉で新しい貿易ルールを求める意見書

◎議会制度改革の早期実現を求める意見書



市議会の運営 議案が議決されるまで



市議会で審議する案件を議案といい、これを提出できるのは、市長と議員です。なお、議員が議案を提出するには、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要です。

提出された議案は、まず、本会議で提出者から提案説明を受け、質疑応答の後、よりきめ細かく審議するため、原則として関係の委員会に付託します。

委員会の審査が終わった議案は、委員長からその結果を議長に報告して、本会議で最終的な議決を行います。

● 議会を傍聴しませんか…

議会の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は三月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせ下さい。(☎63-2907)

また、委員会も傍聴できます。



★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

十二月定例会の会議録は三月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンテレビで映像を配信いたしております。



〈 編集後記 〉

新年明けましておめでとうございます。

国の三位一体改革が進む中、地方交付税の見直し、国庫補助負担金等の縮減が計られ、本市の財政を取り巻く状況はますます厳しくなるものと予想されますが、今年も、活力あるまちづくり、市民福祉の向上、地域の課題解決に向け努めてまいります。本年も相変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しい年が、皆様にとりまして穏やかで良き一年でありますことを心からご祈念申し上げます。

〈 編集委員 〉

- 中 平 富 宏
- 沖 本 年 男
- 田 中 徳 武
- 中 川 貢
- 菱 田 征 夫